```
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
目次
 第1章 総則(第1条)
 第2章 一般廃棄物
  第1節 一般廃棄物処理業(第2条—第8条)
  第2節 一般廃棄物処理施設(第9条—第35条)
 第3章 產業廃棄物
  第1節 産業廃棄物の処理に関する報告の徴収(第36条-第39条)
  第2節 再生利用業(第40条—第46条)
  第3節 産業廃棄物処理施設(第47条―第48条の2)
 第4章 雑則(第49条—第53条)
 附則
   第1章 総則
 (趣旨)
第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関
 する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
    (平30規則13・一部改正)
   第2章 一般廃棄物
    (平20規則75・改称)
    第1節 一般廃棄物処理業
    (平20規則75・追加)
 (一般廃棄物処理業の許可申請)
第2条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可(許可の更新)申請書(<u>第1号様式</u>)により市長に申請しなければなら
 ない。
2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可(許可の更新)申請書(<u>第2号様式</u>)により市長に申請しなければならない。
    (平20規則75・追加)
 (一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請)
第3条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(<u>第3号様式</u>)により市長に申請しなければならない。
    (平20規則75・追加)
 (一般廃棄物処理業の許可申請に係る添付書類等)
第4条 <u>前2条</u>の規定により申請する者(以下「申請者」という。)は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 (1) 事業計画の概要を記載した書類
 (2) 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。)を証する書類
 (4) 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
 (5) 当該事業を行うに足りる知識及び技能を説明する書類
 (6) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 (7) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し(本籍又は国籍の記載のあるものに限る。以下同じ。)並びに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認め
  られる書類
 (8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 (9) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
 (10) 申請者が法人である場合には、直前3年(法第7条第2項又は第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税及び市民税の
  納付すべき額及び納付済額を証する書類
 (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(法第7条第2項又は第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の所得税及び市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 (12) その他市長が必要があると認める書類
    (平20規則75・追加、平23規則27・平24規則116・平30規則13・令元規則37・一部改正)
 (一般廃棄物処理業の許可証の交付等)
第5条 市長は、法第7条第1項の許可又は法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第4号様式)を交付する。
2 市長は、法第7条第6項の許可又は法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(<u>第5号様式</u>)を交付する。
    (平20規則75・追加)
 (一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出)
第6条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出をするときは、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書(<u>第6号様式</u>)により行わなければならない。
2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 (1) 省令第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあってはその住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあってはその定款又は寄附行為及び登記事項
 (2) 省令第2条の6第1項第2号イからハまでに掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面及び当該変更に係る者の住民票の写し並びに同号イに該当
  しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 (3) 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項又は住所(事務所又は事業場の所在地である場合に限る。)の変更の場合には、変更後の事務所又は事業場の案内図
   省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第2号及び第3号に規定する書類及び図面
    (平20規則75・追加、平30規則13・令元規則37・一部改正)
 (一般廃棄物処理業の帳簿)
第7条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第7条第15項に規定する帳簿には、省令第2条の5第1項の表に規定するもののほか、収集又は運搬に係る受入先ごとの量、受入料金、処分に係る受入料金等受託に係る事項を記載
 し、又は記録するものとする。
    (平20規則75・追加)
 (一般廃棄物処理業に係る実績の報告)
第8条 一般廃棄物収集運搬業者は、前月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物収集運搬実績報告書(第7号様式)により市長に提出しなければならない。
2 一般廃棄物処分業者は、前月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物処分業実績報告書(第8号様式)により市長に提出しなければならない。
    (平20規則75·追加、平30規則13·一部改正)
    第2節 一般廃棄物処理施設
    (平20規則75・追加)
 (一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)
第9条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第9号様式)とする。
    (平20規則75・旧第2条繰下・一部改正)
 (一般廃棄物処理施設の設置等の許可)
第10条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(第10号様式)を交付する。
    (平20規則75・旧第3条繰下・一部改正)
 (一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)
第11条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第11号様式)とする。
    (平20規則75・旧第4条繰下・一部改正)
 (一般廃棄物処理施設の使用前の検査)
第12条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、廃棄物処理施設使用前検査済証(第12号様式)を交付する。
    (平20規則75・旧第5条繰下・一部改正)
 (定期検査の申請)
第13条 省令第4条の4の2に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(第13号様式)とする。
    (平23規則27・追加)
 (定期検査結果の通知)
第14条 市長は、法第8条の2の2第1項の検査を行ったときは、定期検査結果通知書(<u>第14号様式</u>)を交付する。
    (平23規則27・追加)
 (特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)
第15条 省令第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第15号様式)とする。
    (平20規則75・旧第6条繰下・一部改正、平23規則27・旧第13条繰下・一部改正)
 (一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)
第16条 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第16号様式)とする。
    (平20規則75・旧第7条繰下・一部改正、平23規則27・旧第14条繰下・一部改正)
 (一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)
第17条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第17号様式)とする。
    (平20規則75・旧第8条繰下・一部改正、平23規則27・旧第15条繰下・一部改正)
 (一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)
第18条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項に規定する届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(<u>第18号様式</u>)とする。
    (平20規則75・旧第9条繰下・一部改正、平23規則27・旧第16条繰下・一部改正)
 (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)
第19条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第19号様式)とする。
    (平20規則75・旧第10条繰下・一部改正、平23規則27・旧第17条繰下・一部改正)
 (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)
第20条 市長は、法第9条第5項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第3項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認をし
 たときは、廃棄物最終処分場廃止確認証(第20号様式)を交付する。
    (平20規則75・旧第11条繰下・一部改正、平23規則27・旧第18条繰下・一部改正)
 (熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)
第21条 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(<u>第21号様式</u>)とする。
    (平23規則27·追加)
 (熱回収施設の認定証)
第22条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(第22号様式)を交付する。
    (平23規則27・追加)
 (認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)
第23条 政令第5条の5の規定による届出は、熱回収施設休廃止等届出書(<u>第23号様式</u>)により行うものとする。
    (平23規則27・追加)
 (認定熱回収施設の熱回収に関する報告)
```

第24条 省令第5条の5の11の規定による報告は、熱回収報告書(第24号様式)により行うものとする。 (平23規則27・追加) (市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出) (平20規則75・旧第12条繰下・一部改正、平23規則27・旧第19条繰下・一部改正) (市の設置に係る一般廃棄物処理施設の確認の通知)

第25条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(<u>第25号様式</u>)により行うものとする。

第26条 法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書(<u>第26号様式</u>)により行うものとする。

(平20規則75・旧第13条繰下・一部改正、平23規則27・旧第20条繰下・一部改正)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の工事完了の報告)

第27条 法第9条の3第1項又は第8項の規定により一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出をした者は、一般廃棄物処理施設に係る工事が完了したときは、速やかに、一般廃棄物処理施設設置(変更)工事完了報告書(第27号様式)により市長に 報告しなければならない。

(平20規則75・旧第14条繰下・一部改正、平23規則27・旧第21条繰下・一部改正)

(市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第28条 <u>第20条</u>の規定は、市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、<u>同条</u>中「法第9条第5項」とあるのは「法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項」と読み替えるものとする。

(平20規則75・旧第15条繰下・一部改正、平23規則27・旧第22条繰下・一部改正)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第29条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(第28号様式)とする。 (平20規則75・旧第17条繰下・一部改正、平23規則27・旧第24条繰下・一部改正、令元規則37・旧第30条繰上)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第30条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(<u>第29号様式</u>)とする。

2 前項に規定する申請書には、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けることを証する書類を添付するものとする。

(平20規則75・旧第18条繰下・一部改正、平23規則27・旧第25条繰下・一部改正、令元規則37・旧第31条繰上)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第31条 市長は、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可したときは、廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証(<u>第30号様式</u>)を交付する。

(平20規則75・旧第19条繰下・一部改正、平23規則27・旧第26条繰下・一部改正、令元規則37・旧第32条繰上)

(合併又は分割の認可の申請)

第32条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書(第31号様式)とする。

(合併又は分割の認可)

第33条 市長は、法第9条の6第1項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、合併・分割認可証(<u>第32号様式</u>)を交付する。

(平20規則75・旧第20条繰下・一部改正、平23規則27・旧第27条繰下・一部改正、令元規則37・旧第33条繰上・一部改正)

(平20規則75・旧第21条繰下・一部改正、平23規則27・旧第28条繰下・一部改正、令元規則37・旧第34条繰上)

(相続の届出)

第34条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書(第33号様式)とする。

(平20規則75・旧第22条繰下・一部改正、平23規則27・旧第29条繰下・一部改正、令元規則37・旧第35条繰上)

第35条 一般廃棄物処理施設の設置者又は管理者(法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者をいう。)は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、毎年1月から3月までの分を4月10日までに、4月 から6月までの分を7月10日までに、7月から9月までの分を10月10日までに、10月から12月までの分を翌年の1月10日までに、一般廃棄物処理施設維持管理報告書(第33号様式の2)又はこれに代わる書類として市長が認める書類により市長に報 告しなければならない。

(令元規則37・追加)

第3章 產業廃棄物

第1節 産業廃棄物の処理に関する報告の徴収

(一般廃棄物処理施設の維持管理状況の報告)

(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施の状況の報告)

第36条 法第12条第9項に規定する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画は、別に定めるところにより作成するものとする。

2 省令第8条の4の6に規定する報告書には、別に定める書類を添付するものとする。

(平20規則75・旧第23条繰下、平23規則27・旧第30条繰下・一部改正)

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第37条 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は廃止した日から30日以内に特 別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更・廃止)報告書(<u>第34号様式</u>)を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、特別管理産業廃棄物管理者の資格を証する書類を添付するものとする。

(平20規則21・全改、平20規則75・旧第24条繰下・一部改正、平23規則27・旧第31条繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画及び実施の状況の報告)

第38条 法第12条の2第10項に規定する特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画は、別に定めるところにより作成するものとする。

2 省令第8条の17の3に規定する報告書には、別に定める書類を添付するものとする。

(平20規則75・旧第25条繰下、平23規則27・旧第32条繰下・一部改正)

(産業廃棄物処分業に係る実績の報告)

第39条 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書(<u>第35号様式</u>)を市長に提出し、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物処分業及び特別管理産 業廃棄物処分業に係る実績を報告しなければならない。

(平20規則75・旧第26条繰下・一部改正、平23規則27・旧第33条繰下・一部改正、平30規則13・一部改正)

第2節 再生利用業

(再生利用業の指定申請等) 第40条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書(<u>第36号様式</u>)により市長に申請しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者

(2) 事業の範囲

(3) 事務所及び事業場の所在地 (4) 再生利用の目的

(5) 再生利用の方法 (6) 取引関係

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 産業廃棄物の取引関係を記載した書類 (3) 業務の委託関係を記載した書類

(4) 生活環境保全上の対策を記載した書類

(5) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(6) 当該申請をした者が前号に掲げる施設の所有権(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原)を有することを証する書類

(7) 当該申請をした者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(8) 当該申請をした者が個人である場合には、住民票の写し (9) 履歴を記載した書類(法人にあっては、業務の経歴及び役員の履歴を記載した書類)

(10) その他市長が必要があると認める書類及び図面

(平17規則4・一部改正、平20規則75・旧第27条繰下・一部改正、平23規則27・旧第34条繰下・一部改正、平30規則13・一部改正)

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第41条 指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。 2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書(第37号様式)に前条各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るものを添付するものとする。

(平20規則75・旧第28条繰下・一部改正、平23規則27・旧第35条繰下・一部改正)

(指定の期限等)

第42条 指定及び前条第1項の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

(平20規則75・旧第29条繰下、平23規則27・旧第36条繰下) (指定証の交付)

第43条 市長は、指定をし、又は<u>第41条第1項</u>の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証(<u>第38号様式</u>。以下「指定証」という。)を交付する。 (平20規則75・旧第30条繰下・一部改正、平23規則27・旧第37条繰下・一部改正)

(再生利用業に係る変更の届出)

第44条 再生利用指定業者は、第40条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項について変更をしたときは、当該変更の日から10日(法人で同項第1号又は第3号に掲げる事項について変更をした場合にあっては、30日)以内に再生利用業変更届出

(再生利用業の廃止の届出)

(再生利用業の実績の報告)

書(第39号様式)により、市長に届け出なければならない。 (平20規則75・旧第31条繰下・一部改正、平23規則27・旧第38条繰下・一部改正、平30規則13・令元規則37・一部改正)

第45条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に再生利用業廃止届出書(第40号様式)により、市長に届け出なければならない。 (平20規則75・旧第32条繰下・一部改正、平23規則27・旧第39条繰下・一部改正)

第46条 再生利用指定業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の再生利用業に係る実績を市長に報告しなければならない。 (平20規則75・旧第33条繰下、平23規則27・旧第40条繰下)

第3節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第47条 第12条、第20条、第30条第2項及び第31条の規定は産業廃棄物処理施設について、第33条及び第34条の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、<u>次の表</u>の左欄に掲げる規定中<u>同表</u>の中欄に掲げる字句 は、同表の右欄に定める字句にそれぞれ読み替えるものとする。

131, 142, Hill. 12 3 3 1		
第12条	第8条の2第5項	第15条の2第5項
	<u>第9条第2項</u>	第15条の2の6第2項
	第8条第2項	<u>第15条第2項</u>
第20条	<u>第9条第5項</u>	第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項
	<u>第1条第3項</u>	<u>第2条第3項</u>
第30条第2項	前項	省令第12条の11の12第1項
第31条	第9条の5第1項	<u>第15条の4</u> において読み替えて準用する法第9条の5第1項
<u>第33条</u>	第9条の6第1項	<u>第15条の4</u> において読み替えて準用する法第9条の6第1項
第34条	第6条第1項	第12条の12第1項

(平15規則144・一部改正、平20規則75・旧第34条繰下・一部改正、平23規則27・旧第41条繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第48条 法第15条の2の5の規定による一般廃棄物処理施設(以下「特例一般廃棄物処理施設」という。)の設置の届出は、特例一般廃棄物処理施設設置届出書(<u>第41号様式</u>)により行うものとする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、特例一般廃棄物処理施設設置届出受理書(<u>第42号様式</u>)とする。 3 省令第12条の7の17第5項の規定による変更又は廃止に係る届出は、特例一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書(<u>第43号様式</u>)により行うものとする。

(平16規則40・追加、平20規則75・旧第34条の2繰下・一部改正、平23規則27・旧第42条繰下・一部改正) (産業廃棄物処理施設の維持管理状況の報告) 第48条の2 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、毎年1月から3月までの分を4月10日までに、4月から6月までの分を7月10日までに、7月から9月までの分を10月10日までに、10月から12月 までの分を翌年の1月10日までに、産業廃棄物処理施設維持管理報告書(第43号様式の2)又はこれに代わる書類として市長が認める書類により市長に報告しなければならない。 (令元規則37・追加) 第4章 雑則 (埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等) 第49条 法第19条の12第1項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(<u>第44号様式</u>)とする。 2 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(第45号様式)により行うものとする。

(平16規則40・一部改正、平20規則75・旧第35条繰下・一部改正、平23規則27・旧第43条繰下・一部改正、平30規則13・一部改正)

(許可証等の再交付申請等)

- 第50条 一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第7号又は省令様式第7号の2)、産業廃棄物処分業許可証(省令様式第9号又は省令様式 第9号の2)、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第13号又は省令様式第13号の2)、特別管理産業廃棄物処分業許可証(省令様式第15号又は省令様式第15号の2)又は産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(省令様式第20号)(以下「許 可証等」という。)を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書(<u>第46号様式</u>)により、市長に申請しなければならない。
- 2 許可証等を毀損し、又は汚損したことにより再交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書に、当該毀損し、又は汚損した許可証等を添付しなければならない。

3 紛失したことにより許可証等の再交付を受けた者が紛失した許可証等を発見したときは、直ちに再交付された許可証等を市長に返納しなければならない。

(平16規則40・一部改正、平20規則75・旧第36条繰下・一部改正、平23規則27・旧第44条繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

(許可証等の書換えによる交付等)

- 第51条 許可証等の交付を受けた者は、<u>次の各号</u>のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じたときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。
- (1) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出(事業の全部の廃止に係るものを除く。)をしたとき。
- (2) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により氏名又は住所(法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更に係る届出をしたとき。

(3) <u>第44条</u>の規定による届出をしたとき。

(4) <u>第45条</u>の規定により事業の一部の廃止に係る届出をしたとき。

- 2 市長は、<u>前項</u>の規定による返納を受けたときは、当該変更に係る記載事項を書き換えた許可証等を当該返納した者に交付する。
 - (平15規則144・一部改正、平20規則75・旧第37条繰下・一部改正、平23規則27・旧第45条繰下・一部改正)

(許可証等の返納)

- 第52条 許可証等の交付を受けた者は、<u>次の各号</u>のいずれかに該当したときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。
- (1) 法第7条第2項又は第7項の規定により許可が効力を失ったとき。
- (2) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による事業の全部の廃止の届出をしたとき。
- (3) 法第7条の4の規定による許可の取消しがあったとき。
- (4) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出をしたとき。
- (5) 法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定による許可の取消しがあったとき。
- (6) 法第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可が効力を失ったとき。
- (7) 法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しがあったとき。
- (8) 第42条に規定する期限の到来により指定の効力を失ったとき。
- 2 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。
- (1) 法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を受け、かつ、第5条第1項若しくは第2項の規定による許可証の交付を受け、第10条の規定による一般廃棄物処理施 設の設置(変更)許可証の交付を受け、又は省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5の規定による許可証の交付を受けたとき。

(2) 第41条第1項の規定による認定に係る指定証の交付を受けたとき。

(平15規則144・一部改正、平20規則75・旧第38条繰下・一部改正、平23規則27・旧第46条繰下・一部改正) (提出書類等の部数)

第53条 法、政令、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副各1部とする。

(平20規則75・旧第39条繰下、平23規則27・旧第47条繰下、平30規則13・一部改正)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年11月28日規則第144号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1号様式、第3号様式、第5号様式から第9号様式まで、第11号様式、第13号様式から第15号様式まで、第17号様式、第19号様式、第21号様式から第24号様式まで、第26号様式から第28 号様式まで、第30号様式、第32号様式及び第33号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置) 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成20年6月30日規則第75号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に調整されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第27号)

(施行期日) 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

- (経過措置) 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。
 - 附 則(平成24年7月6日規則第116号)
 - この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第9号様式、第16号様式、第25号様式、第29号様式及び第33号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第13号)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条第1項第5号、第6条第2項第4号及び第5号、第8条、第39条、第40条第2項第6号から第8号まで、第44条並びに第53条の改正規定並びに第20号様式、第30号様式及び第38号様式 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和元年12月13日規則第37号) (施行期日)
- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。 (経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年9月7日規則第102号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式 (平20規則75·追加) 第1号様式

一般廃棄物収集運搬業許可(許可の更新)申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所 氏名 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第2項の規定により、一般廃棄物収集 運搬業の許可(許可の更新)を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請 します。

事業の範囲(取り扱う一般廃棄物 の種類及び積替え又は保管を行う か否かを明らかにすること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び 数量	
積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管を行うすべての場 所の所在地及び面積並びに当該場 所ごとにそれぞれ積替え又は保管 を行う一般廃棄物の種類、積替え のための保管上限及び積み上げる ことができる高さ	

第2号様式

(平20規則75・追加)

第2号様式

一般廃棄物処分業許可(許可の更新)申請書

船橋市長 あて

申請者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項又は第7項の規定により、一般廃棄物処分 業の許可(許可の更新)を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請しま

事業の範囲(処分の方法ごとに区 分して取り扱う一般廃棄物の種類 を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置 年月日、処理能力(最終処分場の場 合には埋立地の面積及び埋立容 量)、許可年月日及び許可番号(一 般廃棄物処理施設の設置の許可を 受けている場合に限る。)を記載す ること。)	
保管を行う場合には、保管を行うす べての場所の所在地、面積及び保管 する一般廃棄物の種類	
事業の用に供する施設の処理方式、 構造及び設備の概要	

第3号様式

__ (平20規則75・追加)

第3号様式

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

船橋市長 あて

申請者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

年 月 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、 一般廃棄物収集運搬 一般廃棄物処分業 の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり

rts at a state

申請します。	
許可の年月日及び許可番号	
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業に あっては、取り扱う一般廃棄物の種類 及び積替え又は保管を行うか否か、処 分業にあっては、処分の方法ごとに区 分して取り扱う一般廃棄物の種類を記 載すること。)	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処 理方式、構造及び設備の概要	

第4号様式

___ (平20規則75・追加、令元規則37・一部改正)

第4号様式

一般廃棄物収集運搬業許可証

第 号 年 月 日

样

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 第7条の2第1項 ます。

船橋市長

- 1 許可番号
- 2 許可の有効期間
- 3 許可区域
- 4 取扱廃棄物の種類
- 5 事業の区分
- 6 許可の条件
- 7 許可の更新又は変更の状況

第5号様式

<u>(</u> (平20規則75・追加) 一般廃棄物処分業許可証

号 年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項 第7条の2第1項 ます。

> 印 船橋市長

- 1 許可番号
- 2 許可の有効期間
- 3 事業の範囲(事業の区分及び取扱廃棄物の種類)
- 4 中間処理施設、最終処分場又は保管施設の種類及び能力
- 5 許可の条件
- 6 許可の更新又は変更の状況

第6号様式

(平20規則75・追加、令元規則37・一部改正)

第6号様式

一般廃棄物処理業

船橋市長 あて

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

 年
 月
 日付け第
 号で許可を受けた 一般廃棄物処分業
 一般廃棄物処分業

定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	IE
廃止した事業又は変 更した事項の内容		
廃止又は変更の理由		

<u>第7号様式</u> (平20規則75・追加)

第7号様式

一般廃棄物収集運搬業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

年 月の一般廃棄物の収集運搬に関する実績について、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

(単位:)

							(甲位	. /	
排出事業者	収集運搬の状況								
の名称及び	市の設置	した一般	廃棄物処	理施設	その他()		
所在地									
合計									

第8号様式

(平20規則75・追加)

第8号様式

一般廃棄物処分業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

年 月の一般廃棄物の処分に関する実績について、廃棄物の処理及び清掃に

関する法律施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり報告します。

項目	受託者別揃	受託者別搬入量							
合計									

項目		搬出先別搬	総搬出量		
	処分 方法				
合計					

第9号様式

(平15規則144・平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第1号様式繰下、平23規則27・平24規則116・令元規則37・一部改正)

設 の 位 い生ずる 法(排出口 置、構造 排ガス及 の位置、排

る 事 項 設計計算上達成するこ

関する数値

事項

とができる排ガスの性 状、放流水の水質その他 の生活環境への負荷に

その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する

出先等を

含む。)

含む。)を

等の設置 び排水

に関する

計画に係

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書 年 月 日 船橋市長 あて 住 所 申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。 一般廃棄物処理施設の設置の場所 一般廃棄物処理施設の種類 一般廃棄物処理施設において処理 する一般廃棄物の種類 着 工 予 定 年 月 日 使用開始予定年月日 一般廃棄物処理施設の処理能力 一般廃棄物処理施設の 位置 一般廃棄物処理施設の 処理方法 一般廃棄物処理施設の 構造及び設備 一般廃棄 処理方法 物処理施 処理に伴 (排出の方

		(第:	2面)
	排ガスの性状、放流, について周辺地域の の保全のため達成で した数値	の生活環境	
一物設管すに項 般処の理る係 を理維に計る の理の の理の の理の の理の の理の の理の の理の の理の の理の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	排ガスの性状及びが 質の測定頻度に関す		
	その他一般廃棄物外維持管理に関する事		
災害防止の 処分場であ	ための計画(一般廃棄 る場合)	棄物の最終	
処理に伴い	生ずる一般廃棄物の	区分	
処分方法(ご	【み処理施設の場合)	処分方法	
	分方法(し尿処理施	区分	
設の場合)		処分方法	
埋立処分の	計画(最終処分場の場	合)	
一般廃棄物に関する事	の搬入及び搬出の時 項	間及び方法	

(第3面) 申請者(個人である場合) (ふりがな) 生年月日 (ふりがな) 籍 氏 名 所 (法人である場合) (ふりがな) 住 所 法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合) (個人である場合) (ふりがな) (ふりがな) 生年月日 所 (法人である場合) (ふりがな) 住 所 役員(法定代理人が法人である場合) (ふりがな) (ふりがな) 生年月日 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 役員(申請者が法人である場合) (ふりがな) (ふりがな) 生 年 月 日 氏 名 役職名・呼称

(第4面) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に 相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をして いる者があるとき) 発行済株式の 出資の額 総数 (ふりがな) 保有する株式の (ふりがな) 氏名又は名称 生年月 数又は出資の金 本 籍 日 住 割 合 所 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用 (ふりがな) 生年月日 (ふりがな) 氏 名 本 籍 役職名・呼称 所

95107	2 1942-4										
			_	般廃棄物処	理施設	殳設置((変更)許	下可証	第年	月	号口
			ŧ	装					平	Я	E
						船	橋市長				印
				関する法律とを証する。	第9条			こより設 こより変	の許可を	を受け	た一
許可	年月日及	及び許可	番号								
	の種類及 廃棄物の		きする								
設	置	場	所								
処	理	能	カ								
許	र्ग	条	件								

第11号様式

(平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第3号様式繰下、令元規則37・一部改正)

第11号様式

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書 年 月 日 船橋市長 あて 住 所 申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。 許可の年月日及び許可番 設 置 場 所 しゅん 竣 功 の 年 月 日 使用開始予定年月日

第12号様式 (平20規則75・旧第4号様式繰下、令元規則37・一部改正)

第13号様式

___ (平23規則27・追加)

第14号様式		
(平23規則27	•	追加)

	一般	克棄物処理 為	施設定期検査申請書			
船橋市長 あ	τ		A- at	年	月	日
		申請者	住所 氏名 (法人にあっては、 電話番号	名称及び作	代表者の	0氏名)
			の2の2第1項の規定	により、一	般廃棄	物処理加
設の定期検査を			甲請します。			
一般廃棄物処	し 埋 施 設 の 設	直場所				
一般廃棄物	処理施設。	の種類				
3に可の年日	日及び許可	可采号				

第14号様式		
定期検査	 E 結果通知書	
496	第 号 年 月 日	
様	船橋市長	[]
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8% とおり通知します。	条の2の2第1項の定期検査の結果について、8	くの
一般廃棄物処理施設の設置場 所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		
定期検査の結果		
次回の検査期限		

第15号様式

(平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第5号様式繰下、平23規則27・旧第13号様式繰下)

第15号様式 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 年 月 日 船橋市長 あて 設置者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。 許可の年月日及び許可番号 設置の場所 埋立処分開始年月 埋立処分終了予定年月 放流水の水質及び当該測定に係 る放流水を採取した年月日 埋立処分を開始してから前年度 の3月31日までに埋立処分され た一般廃棄物の数量 埋立処分の終了後に行う維持管 理内容 上記の維持管理に必要な費用の 額及びその算定の基礎の概要 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る 技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第14号ハ及びダ

イオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総理府・厚生省令第2号)第1条第3号ロの規定により測定したものを記載する

第16号様式

こと。

_____ (平15規則144・平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第6号様式繰下、平23規則27・旧第14号様式繰下・一部改正、平24規則116・令元規則37・一部改正) (第1面)

	(343.1)	mi/			
一般廃棄物	勿処理施設	没変更許可申請書	h:		
船橋市長 あて			年	月	H
	申請者	住 所 氏 名			
	4.0843	(法人にあっては	、名称及び	代表者	の氏名)
		電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法	主管Q条管	第1項の相定に上り	次のトお	: 6 由 3 数	1 + -
光来物がた主文の指摘に属する仏	RWetka	113000000000000000000000000000000000000	Noca	19 THE	U49°
一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般廃棄物処理施設の種類					
許 可 の 年 月 日					
許 可 番 号					
一般廃棄物処理施設におい					
て処理する一般廃棄物の種類					
391		変更前		変更後	
	_	炎失刑		炎火妆	
一般廃棄物処理施設の処理					
変更の能力					
内容					
一般廃棄物処理施設の位			1		
置、構造等の設置に関する					
計画 一般廃棄物処理施設の維持	_				
管理に関する計画					
変 更 の 理 由					
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *					
着工予定年月日					
使用開始予定年月日					

			(第2	面)			
申請者(個人であ	る場合)						
(ふりがな) 氏 名	生 年	月日			ふり 7 	が な) 籍 所	
(法人である	 場合)						
(ふり				4	È	所	
名		称		-	1-	.//	
法定代理人(申請	者が法第	7条第	5 項第 4 号!	リに規定す	る未成年	F者であ	る場合)
(個人である							
(ふりがな) 氏 名	生 年	月日			ふりァ 木 主	がな) 籍 所	
(法人である	場合)						
(\$ 9)-		
名		称		1	È	所	
役員(法定任	25年111年4	出しでお	ス担合)				
					(,3	らり が	な)
(ふりが 氏					本		籍
1	411	役職	名・呼称		住		所
	-						
役員(申請者が法	1 つちス	出合)					
				(ふりァ	がな)	
(ふりがな)					K	籍	
氏 名	役職名	呼称		·	È	所	

る者があるとき)		申請者が法	人である場合に		当該株	主又は出資をし
発行済株式の 総数				出資の 額		
(ふりがな)	生年月日	保有する 出資の金	株式の数又は 額		(ふり 本	が な) 籍
氏名又は名称	11771	9	例 合		住	所
 棄物の処理及び? がある場合)	青掃に関す	る法律施行	万令第4条の7に	規定する(吏用人(申請者に当該使
(ふりがな) 氏 名	生 年	月日		(ふり 本	が な) 籍	
	役職名・	呼 称		住	所	i

第17号様式									
		一般廃棄物处	L理施設	軽微変	E 更等届出	書			
							年	月	日
船橋市長	あて								
				住	所				
		J	届出者						
					にあって	は、名	陈及び作	(表者の	の氏名)
				電話	番号				
								- 145. 515	
	理及び清掃に					3第11項	におい	て準用	する場
合を含む。) (の規定により	、次のとおり) 届け日	はます。					
	44 40	14							
一般廃棄	物処理	施設の3	占 称						
一般廃棄物	7処理施設	の設置の	場所						
一般廃棄	物処理	施設の利	重類						
許可の年月日	及び許可番号	子又は届出の	年月						
日									
	軽 微	な変	Ψ						
	100								
		称及び住所							
		っては、その 恋事	代表						
	者の氏名の	変更	-						
	省令第5条の	4各号(第6号	子を除						
	く。)に掲げ	る事項の変	更						
水田の出営	省令第5条6	0.4等6早に扱	ロデスポ	TE					
変更の内容				- 54	- (s り z	5 10)		
	(ふりがな)	生 年 月	Ħ		本		籍		
	氏 名	役職名・呼	称		住		所		
			-						
変更	の	理	由						
廃止若しく	は休止マ	は再聞の	即由						
SE 11. 41 0 V	10 11 11 1	10 17 011 02	ST 14						
廃止地エフ	H H H T H	主展問の左	в в						
廃止若しく	は外正又は	円別の平	дп						

<u>第18号様式</u> (平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第8号様式繰下、平23規則27・旧第16号様式繰下・一部改正)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

船橋市長 あて

第18号様式

年 月 日 住 所 届出者 氏 名

								7,612	,,,,,,			ては、名	名称及び	代表者	の氏名)
												の3第11	項におい	いて準 月	する場
						住			所						
	_				空理	氏			名						
						電	話	番	号						
最	終	処	5	}	揚	の	種	į	類						
設			置		堪	크			所						
許可日	の年	月日	及び	許可都	子子ス	ては月	出版	の年	戶月						
埋立さ	た地の	面積	、埋	立ての	D深さ	5及7	び覆:	±σ	D厚						
埋	立		処	分	0)	方		法						
埋	立	処	分	開	始	年	. J.]	日						
埋	立	処	分	終	了	年	. J]	日						
										種	類	数	量	性	状
埋め	立て	た廃	逐棄物	の種	類、	数量	k及で	び性	生状						
	合 施予 最 設 許日埋さ 埋 埋 埋	合を含む 施予 最 設 許日埋さ 埋 埋 埋 埋 埋 埋 埋 埋 埋 埋 増 埋 埋 増 増 増 増 増 増	合を含む。)の 施設者 及 説 許日埋さ 埋 立 処 埋 立 処 処	合を含む。)の規定 施設の廃止までの 予定者及びその連結 最 終 処 分 設 置 許可の年月日及び 埋立 如 埋 立 処 分 埋 立 処 分	合を含む。)の規定によ 施設の廃止までの間の管 予定者及びその連絡先 最終処分: 設置 許可の年月日及び許可程 埋立地の面積、埋立ての 埋立 如分開 埋立 処分開	合を含む。)の規定により、 施設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先 最終処分場 設置 数 許可の年月日及び許可番号で 日埋立地の面積、埋立ての深さ 埋立処分別別始 埋立処分解始	合を含む。)の規定により、次の 権設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先 最終処分場の 設置場 許可の年月日及び許可番号又はは日理立地の面積、埋立ての深さ及で 埋立処分の 埋立処分開始年 埋立処分終了年	合を含む。)の規定により、次のとお 性 立 処 分 終 了 年 月 生 立 処 分 終 了 年 月 生 立 処 分 終 了 年 月 生 立 処 分 終 了 年 月 生 立 処 分 終 了 年 月 生 立 処 分 終 了 年 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	合を含む。)の規定により、次のとおり 施設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先 に 話 番 最 終 処 分 場 の 種 設 置 場 許可の年月日及び許可番号又は届出の年日 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土のさせ 立 処 分 の 方 埋 立 処 分 開 始 年 月 埋 立 処 分 終 了 年 月	合を含む。)の規定により、次のとおり届けた 施設の廃止までの間の管理子定者及びその連絡先 氏 名 電話番号 最終処分場の種類 設置場の作月日及び許可番号又は届出の年月日 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ埋立処分の方法 埋立処分の方法 埋立処分開始年月日	電話 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(含を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。 - 権工	電話番号 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(法第9条の合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。 - 住 所 任 所 氏 名 電話番号 - 最 終 処 分 場 の 種 類 設 置 場 所 - 許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ 埋 立 処 分 の 方 法 埋 立 処 分 開 始 年 月 日 - 埋 立 処 分 終 了 年 月 日 - 種 類	電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(法第9条の3第11合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。 住 所 施設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先 住 所 氏 名 電 話 番 号 最 終 処 分 場 の 種 類 設 置 場 所 許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日 理立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ 埋 立 処 分 の 方 法 埋 立 処 分 開 始 年 月 日 埋 立 処 分 終 了 年 月 日 種 類 数	電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(法第9条の3第11項におい合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。 住 所 施設の廃止までの間の管理 子定者及びその連絡先 住 所 氏 名 電話番号 最終処分場の種類 設 置 場 所 許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日 理立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ 埋 立 処 分 の 方 法 埋 立 処 分 開 始 年 月 日 埋 立 処 分 終 了 年 月 日 種 類 数 量	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(法第9条の3第11項において準用合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。 施設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先 住 所 氏 名 電話番号 最終処分場の種類 設置場所 許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日型立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ 埋立処分の方法 埋立処分所 始年月日 埋立処分所 始年月日 埋立処分 数 了 年月日 種類数量性

<u>第19号様式</u> (平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第9号様式繰下、平23規則27・旧第17号様式繰下・一部改正)

第19号様式 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 年 月 日 船橋市長 あて 住 所 申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場 合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。 設 置 の 場 所 許可の年月日及び許可番号又は届出の 年月日 種 類 数 量 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量 埋立地の面積及び埋立の深さ 埋立処分の方法 埋立処分開始年月日 埋立処分終了年月日 悪臭の発散の防止に関する措置の内容

火災の発生の防止に関する措置の内容 ねずみの生息及び害虫の発生の防止に

地下水等の水質の状況

埋立地の保有水等の水質の状況

埋立地からのガスの発生の状況 埋立地の内部及び周辺の地中の温度の

埋立地の覆いの概要

関する措置の内容

状況

第20号様式

(平20規則75・旧第10号様式繰下・一部改正、平23規則27・旧第18号様式繰下、平30規則13・一部改正)

第20号様式 廃棄物最終処分場廃止確認証 年 月 日 様 船橋市長 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行編則第20条(第47条において準用する場合を 会む。)の規定により、 一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 の状況について環境省令で定める廃止の技 術上の基準に適合していることを証する。 最終処分場の種類 設 置 場 所 許可の年月日及び許可番号又は届 出年月日 種 数 量 埋め立てた廃棄物の種類及び数量 埋立地の面積及び埋立ての深さ 埋立処分の方法 埋立処分開始年月日 埋立処分終了年月日

第21号様式

(平23規則27・追加、令元規則37・一部改正)

第21号様式 熱回収施設設置者認定申請書 年 月 日 船橋市長 あて 住所 申請者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回 収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 熱回収施設の設置の場所 熱回収に必 設備の種類及びその設備の 要な設備に能力 関する事項 設備の位置、構造等の設置に 関する計画 設備の維持管理に関する計 熱回収の内 熱回収施設において処分す 容に関する る一般廃棄物の種類

熱 回 収 の 方 法 熱 回 収 率

申請する施設に係る廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第8条第1項の許可の年月日及

び許可番号

第22号様式

(平23規則27・追加)

第22号様式

	熱回収施設設置者認定証		
様	第 年	号 月 日	
TAK	船橋市長	[印
	こ関する法律第9条の2の4第1項の規定により、− 〒を受けたものであることを証します。	一般廃棄物の	熱回
認定年月日			
認定の有効年月日			
認 定 番 号			
熱回収施設の設置の場所			
熱 回 収 の 方 法			
熱回収に必要な設備			
熱 回 収 率			

<u>第23号様式</u> (平23規則27・追加、令元規則37・一部改正)

第23号様式 熱回収施設休廃止等届出書 年 月 日 船橋市長 あて 住所 届出者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 熱回収施設の設置の場所 認定の年月日及び認定番号 熱回収を行わな理 くなったとき 年 月 日 廃止、休止又は 理 由 再開したとき 年 月 日 熱回収に必要な 変更の内容 設備を変更した 理 とき 年 月 日

第24号様式

(平23規則27・追加、令元規則37・一部改正)

第24号様式

熱回収報告書 年 月 日 船橋市長 あて 住所 報告者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により熱回収に関す る報告書を提出します。 認定の年月日及び認定番号 年 月 日から 年 月 日までの年間の熱回収率

第25号様式

第25号様式	£.							(第:	(2面)
		An elect	(第1面)				排ガスの性状、放流		
		一般廃棄	E物処理施設設置届出書	年 月	н		について周辺地域の	り生活環境	
船橋市	長 あて			,		一般廃棄	の保全のため達成す	けることと	
			設置者			物処理施 設の維持	した数値		
廃棄物	の処理及び清掃	帯に関する法律	津第9条の3第1項の規定により	、次のとおり届出	きす。	505 xHI 1= HH	排ガスの性状及びが 質の測定頻度に関す	放流水の水 る事項	
一般廃棄	物処理施設の	設置の場所				項			
	棄物処理施						その他一般廃棄物処		
	物処理施設にお 棄物の種類	おいて処理す					維持管理に関する事	坦	
着 工	予 定 年						ための計画(一般廃業	貨物の最終	
使 用 [期 始 予 定	年月日				処分場であ	る場合)		
								区分	
一般廃棄	医物処理施設	の処理能力					とずる一般廃棄物の み処理施設の場合)	処分方法	
	一般廃棄物処	1理施設の位						处分形在	
	置 一般廃棄物処	L理施設の処					分方法(し尿処理施	区分	
	理方式 一般廃棄物処	l理施設の構				設の場合)		処分方法	
	造及び設備	量							
		処理方法			_	埋立処分の	計画(最終処分場の場	合)	
一般廃	処理に伴い 生ずる排ガ	(排出の方法(排出ロ							
棄物処	ス及び排水	の位置、排							
理施設の位置、		出先等を含む。)を含							
構造等の恋恩		む。)							
に関す	設計計算上達 ができる排ガ	スの性状、放				APL 1257 1557 644	anima trzeimu anti	III 17. 48-1-34-	
る計画	流水の水質そ	の他の生活				一般廃業物に関する事	の搬入及び搬出の時 項	间及び方法	
事項	環境への負荷 値	fに関する数							
	その他一般原	(棄物処理病							
	設の構造等に								
20規則75	5・旧第12号	\ 遠式繰下、 ³	平23規則27・旧第20号様	式繰下•一部記	:正)				
-20 NE RIJ 1 6) IN 3712 31	水工研究「、	1 20 VEX.121 ID 2120 2 13		.11./				
第26号様式	t								
		一般廃棄	物処理施設確認通知書						
					ļ·				
				年 月	1				
	様								
			船橋市長	1	1				
			ACI TO THE	l	9				
1. 90 - 2. 2. 1			があった次の施設は、当該局						
			青掃に関する法律第9条の3第)の規定により通知します。	44人にし香(法)	3×0)				

届 出 の 内 容

施 設 の 所 在 地

処 理 能 力

処理施設の種類

届出受理通知番号

第27号様式					
	-00	COR	EL.	400	-4

一般廃棄物処理施設設置(変更)工事完了報告書

年 月 日

船橋市長 あて

届出者

年 月 日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第1項 の規定に 第9条の3第8項 設置 工事が完了したので、次のとおり報告します。

処	理	施	設	の	名	称			
施	設	Ø.	設	置	場	所			
届	出る	受 理	! 通	知	番	号			
廃	棄物	処理	里施	設の	り種	類			
処	理	する	廃	棄	物	名			
処		理		方		式			
処		理		能		カ			
エ		事		朔		間	着工年月日	完了年月日	

第28号様式

____ (平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第14号様式繰下、平23規則27・旧第22号様式繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

第28号様式 一般廃棄物処理施設変更届出書 年 月 日 船橋市長 あて 設置者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、次のとおり届け出ま 一般廃棄物処理施設の設置場所 一般廃棄物処理施設の種類 出 年 月 日 一般廃棄物処理施設におい て処理する一般廃棄物の種 変 更 前 変 更 後 一般廃棄物処理施設の処理 変更 能力 の内 容 一般廃棄物処理施設の位置 構造等の設置に関する計画 一般廃棄物処理施設の維持管 理に関する計画 変 更 の 理 由 着工予定年月日 使用開始予定年月日

第29号様式

第29号様式

(第1面)

一般廃棄物処理 船橋市長 あて	施設譲受	け・借受け許可申請		. J.	В В
船橋印技の	申請者	住 所 氏 名 (法人にあっては、 電話番号	名称及び	び代表	者の氏名)
廃棄物の処理及び清掃に関する法 の 譲受け の許可を受けたいので 借受け)、一般	廃棄物	1処理施設
譲受け若しくは借受けの相手方の 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名					
一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般廃棄物処理施設の種類					
許可の年月日及び許可番号					

		(第2	面)	
申請者(個人である場	場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月	В	(ふり 本 住	がな) 籍 所
(法人である場合				
名	称る		住	所
去定代理人(申請者:	区法第7条第	5項第4号』		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月	В	本) が な) 籍
77 11			住	所
(法人である場合	<u> </u> 合)			
(ふり 名	が な) 称		住	所
役員(法定代理	!人が法人であ	- 人の場合)		
(ふりがな) 氏 名		月日	本	
17	役職/	名・呼称	住	所
党員(申請者が法人 で	である場合)			
	生 年 月		(ふり 本) が な) 籍
氏 名	役職名・呼	称	住	所

			(第	(3面)		
発行	行済株式総数の	100分の5月	以上の株式を有	する株主又	(は出資の額の	100分の5以上の額に
相	当する出資をし	ている者(申請者が法人で	である場合に	こおいて、当該	株主又は出資をして
Į١,	る者があるとき	。)				
_	発行済株式の 総数				出資の額	
	(ふりがな) 氏タワけタ数	北年日日	保有する株式	この数又は	(ふ 本	りがな) 籍
	八有人は有你	生平月日	出資の金額割	合	住	所
	77.1					
		があるとき。) 「済株式の」 「済株式の」 「おりがな) 名又は名称 生年月日 保有する 出資の金額 出資の金額 とき。) の処理及び清掃に関する法律施行る場合) 「いりがな) 生年月日				
		の処理及び清掃に関す あの場合) ふりがな) 名又は名称 生年月日 を のの処理及び清掃に関す あのがな) よりがな) 氏 名	る法律施行令	第4条の7に	規定する使用丿	人(申請者に当該使用
	(ふりがな)	生 年 月	Н		(ふりがな	,
	氏 名					簡
		役職名・	呼称		住	所

廃棄物処理施設譲受け・借受	け許可証	
	第 年	号 月 日
様		
船橋市	ž	自
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第31条 む。)の規定により、廃棄物処理施設の 借受け の許可		
施設の種類		
施設の設置場所		
施設の許可年月日		
施設の許可番号		
被承継者の氏名若しくは名 称及び住所		
許 可 の 条 件		

第30号様式

<u>第31号様式</u> (平15規則144・平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第17号様式繰下、平23規則27・旧第25号様式繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

(第1面)

	1211						
一般廃棄物	処理施設合	併・分	分割認可	申請書	年	月	Ħ
船橋市長 あて							
	申請者	住 氏 (法/ 電話	名 、にあっ	ては、彳	名称及び	『代表者	の氏名)
廃棄物の処理及び清掃に関する記す。	去律第9条の	06第1	項の規定	ミにより	、次の	とおりロ	申請しま
一般廃棄物処理施設の設置の場所							
一般廃棄物処理施設の種類							
許可年月日及び許可番号							
合併後存続する法人若しくは合併 により設立される法人又は分割に より当該一般廃棄物処理施設を承 継する法人の名称及び住所並びに 代表者の氏名							
合併又は分割の方法及び条件							
合併又は分割の理由							
合併又は分割の時期							

		(1	第2面)				
請者							
(ふり 名)がな) 称			住	j	折	
. e							
と員 (ふりがな)	生年月	В			がな		
氏 名		称		住		籍 所	
終行済株式総数の10 目当する出資をして	00分の5以上の4 いる者(当該株	朱式を 主又は	有する株主又(出資をしてい	は出資の額(の100g 場合)	分の5	以上の額
発行済株式の総 数				出資の額			
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		ける株式の数 出資の金額 合	(.s 本 住		が	な) 籍 所
		131	Н	įE.			171

(第3面) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用 人がある場合) (ふりがな) 生 年 月 日 (ふりがな) 本 籍 氏 名 役職名・呼 称 所 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物 処理施設を承継する法人において、役員となる者 (ふりがな) (ふりがな) 生 年 月 日 氏 名 役職名・呼 称 所

(第4面)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物 処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主と なる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総 数			出資の額		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又 は出資の金額割合	(ふ 本 住	りが	な) 籍 所

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物 処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7 に規定する使用人となる者

	生 年 月 日	(ふ り が な) 本 籍
氏 名	役職名・呼 称	住 所

	様式								
						合併・分割認可証			
							第 年	月	号 日
					様				
						船橋市長			印
廃棄	美物の気	理及	び記	掃	こ関す	る法律施行細則第33条(第47条にお	いて準	用する	場合を含
t.,)	の規定	により	D .	次の	とおり	合併 分割 の認可を受けた者であるこ	とを証	Eする 。	
施	設	Ø		種	類				
施言	党 の	設	置	ţ	易所				
施設0	許可年	月日	及て	浒	可番号				
併に』 割に』 設を産	を存続す こり設立 こり当記 大継する がに代ま	Zされ 核一般 S法人	る法庭薬	长 長物 名称	又は分 処理施				
合併)	又は分	割の	方法	及で	ア条件				
合 併	又は	: 分	割	Ø	理由				
合 併	又は	分	割	Ø	時期				
認	可	Ø		条	件				

第33号様式

<u>第33号様式</u> (平15規則144・平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第19号様式繰下、平23規則27・旧第27号様式繰下、平24規則116・令元規則37・一部改正)

相続届出書 年 月 日 船橋市長 あて 住 所 届出者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ま 被相続人との続柄 被相続人の氏名及び死亡時の住所 一般廃棄物処理施設の設置の場所 一般廃棄物処理施設の種類

(第1面)

続	المار								
						(&	ŋ	が	な)
	(ふりがな)	生	年月日			本			籍
氏 名 住 住 住 住 住 住 住 住 住		所							
\vdash				+		,,,,,			
\perp									
	than I (leakle I)	o N.L. Arten	As Advanced Advan	FI 11 1-	Marke 1- ve -i	- D to	-tri		(8.4.)
EXE1	代埋人(相続人)	产法第7	余第5項第4	分りに	規定するオ	成牛	有で	さめる	(場合)
L	(個人である場合	(台							
	(t n 212)						ŋ	が	な)
		生	年月日			本			籍
	氏 名					住			所
Н	(A-1 H)								
- -'			1.1						
						住			所
\vdash	名		朴	-					
L									
	役員(法定代理	里人が決	去人であるり	} 合)					
	(t n + t +	۱۵	生年日	1 н				り 7	が な)
			T + /	, ,,		- 2	K		籍
	100	41	役職名・	呼称		1	È		所
		掃に関	する法律施	行令第	4条の7に対	見定す	る付	を用人	、(相続人に当該使用
が	ある場合)	,							
	(こりがわ)	生	年 月 日				ŋ	が	な)
									籍
	-1	役職	4名・呼称			住			所
				-					

許可の年月日及び許可番号

相 続 の 開 始 の 日

第33号様式の2

一般廃棄物処理施設維持管理報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の 正在地 名称及び仕事者の氏名)

所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第35条の規定により、一般廃棄物処理 施設の維持管理の状況を次のとおり報告します。

1	事業者名	許可番号 ()
	所在地		
2	廃棄物処理施設の所在地		
3	報告に係る期間		
4	放流水水質分析結果		
5	廃棄物分析結果		
6	施設の維持管理状況		

第34号様式

____ (平20規則21・全改、平20規則75・旧第20号様式繰下・一部改正、平23規則27・旧第28号様式繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

第34号様式

第34号様式																
特別管理	里産業	医廃棄	集物作	管理]責任	壬者詞	没置	(変)	更・	廃山	:)報	告書	\$			
												4	F	月		日
船橋市長 あて																
					1	事業 住 氏 (注	所名	にあ	07	こは	名称	及び	代表	き者の)氏:	名)
特別管理産業廃棄物管 に関する法律施行細則第														処理》	及び	水清 捐
事業場の名称																
事業場の所在地																
(ふ り が な) 特別管理産業廃棄物 管理責任者の職名及び 氏名																
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格																
特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置、 変更又は廃止の年月日 及 び そ の 事 由																
特別管理産業廃棄物の 種類																
※事 務 処 理 欄 (記入しないこと)																

<u>第35号様式</u>

(平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第22号様式繰下・一部改正、平23規則27・旧第30号様式繰下・一部改正)

第四号株式																															
								ale ale			G	枝綱印																			
							特別管用	度 東 1高限度第	ith its	分実被	報告書																				
										-+4	电热阻象	· ##	50	-																	
																													年	Я	1
船橋有長 3	bで.																														
																						90 E-1		Œ							
																						100.001					r±&	63	cHts	お答の	ne k
																								TER.				1000	- 1 - 3		
年度の	産	果 座	K 8	own	原料額につ	eve.	庭敷物の処理	及び特種の	こ関する	る道理者	10mk/13	TID S	olik	n E b	. 夜の	E301	かり	LEH	۲.												
1100	46.01	化用作業	段集市	1																											
許可の種類										71	中中月	В						-	許可	静分				I	Ι			\perp	\perp	П	\perp
産業廃棄物 の機関							热分案者											20 5				_	_			DE .	_	_			
2-F	許	4	2		る又は名称	_	受託量(t)	热分	方法	分	2- h	100	5分集	(1)		591	k(t)	- 1	F t:	可		2	- 9			(128) (1-1)				ØE:	B(t)
2 - P	1		П	т"	3-7	+		~	\neg	, "		ΤŤ	П	т		П	П	Τľ	TT	П	П		П	T	Η.	, ,	Ť	~		П	\Box
	ш	ш	Ш	Ш		ш		Ц.				Ш	Ш	Ш	ш	Ш	Ш	Ц	Ш	Ш	Ш	Ш	Ц	┸	_	_	4	_	Ш	Ш	Ш
							大線は小散方									:#i:±	h版/s									н	н		太	:##±	小散
	П		П	П		\Box							П	П	П	П	П	П	П	П	П		П	Т			т	\neg	\Box	П	П
	ш		ш	ш.		₩		4	_				Ш	ш	₩	Ш	Ш	4	Ш	ш	Н	ш	Ш	_	_	-	+	+	Ш	Ш	ш
							太韓は小散式								. 2	11:40	h版/di												太	TIME:	小散
	Ш		П	П		П			\neg				П	П	П	П	П	П	П	П	П		П	Т			Т	\Box	\Box	П	П
						₩		-	_						۲.			+	-	-	-		-	+	Т	т	+	+	Н.		
					\perp	1	大算は小数点								1.2	10012	小数点	-	_				_	_	L	_	4	_	- 7	:#i±	1-50.
			Ш	Ш										Ш	Ш		Ш	Ш	Ш	Ш	Ш										Ш
							太線は小散式								.2	1119	小散在												太	1190	小散
	Ш		П	П								П		П	П	П	П	П	П	П	П		П	Т			Т	Т	Т	П	П
																							_								

CRIST.				始分	した	K I	15E K	(Abr	H	M S	941	E865	計 版	(WK	2 1)											1	焰分核。	り楽湯	HEI	新物の)	6.91	壁()	姚位	1)												
作別管理 理施設の		東物						- F						3-							F					3-1		FM.		5	X.						Т	15	推力	æ	Т					_	
8	Pt	=-		A			Γ		1							Α						٨					T	6	81	-	- p		3	DF 12	1 量		ľ	85.9	ST.	7	¥.			200	7 12	ì	
		П	1	П	Ī		Ī	П	T			Ī		Τ				Ī	П	T	I	1			П	П	T			T					П	П				Г	7					Τ	
		П	T	П	Ť		Ī	П	Ť			Ī		Ť		Ī		Ī		T				Ī			Ť			Ť				Ī	П		T			T	T			Ī		T	
		Н	+	Ħ	t	H	t	H	†		H	t		$^{+}$		t	H	t	H	†	Ì	i	Ħ	t	Ħ		†			†		t	H	İ	Ħ	H	\dagger			t	+	t		t	H	t	
		Н	+	Н	÷	Н	÷	H	+	Н	Н	÷	Н	+	Н	÷	Н	÷	Н	+	H	H	Н	÷	Н	Н	+			+		÷	Н	÷	Н	H	+			+	+	÷	Н	÷	Н	+	
		Н	4	Н	+	H	1	H	+		Н	ļ		+		+	H	+	H	+	1	1	H	ł	H	+	+			+	_	1	H	ł	H	H	\perp			╀	4	-	H	ł	H	4	
		Ш	1	Ш	Ĺ	Ш	1	L	1			Ĺ		1		1	Ш	1	Ш	1			Ш	i	Ш		1			1			Ш	ı	Ш	Ш				L	_			i	Ш	1	
		Ш					l	li								l		l																i	Н							ì		ì			
		П	T	П	Ī	П	Ī	П	T	П	П	Ī		T		Ī	П	Ī	П		Ī		П	Ī	П	Т	T			T		Ī	П	Ī	П	Т	T			Г	7	Ī	П	Ī	П	T	
		Н	Ť	П	Ť	Н	Ť	П	Ť	П	П	Ť	П	Ť	П	Ť	П	Ť	П	Ť	Ī	ı	П	Ť	Ħ	Т	Ť			Ť		T	Н	Ť	П	П	Ť			t	T	t	Н	Ť	П	T	•
		Н	+	Ħ	t	H	t	H	†	H	H	t		$^{+}$	H	t	H	t	H	†	t	H	H	Ť	Ħ		†			$^{+}$		t	H	t	Ħ	H	\dagger			t	+	t	H	t	H	t	
		Н	+	H	÷	Н	ł	H	+	Н	H	÷	Н	+	H	ł	H	÷	Н	+	H	1	H	÷	H	+	+			+	-	ł	H	ł	Н	H	+			+	+	ł	H	ł	H	+	
		Н	4	Н	+	Н	1	H	+	Н	Ц	1		+		1	Н	1	Н	4	1		Н	4	Н	1	+			+	_	1	Н	ļ	Н	H	4			╀	4	1	Н	ļ	Н	4	
		Ц	1	Ш	1	Ц	1	4	4	Ш	Ц	ļ		1	Ш	1	Ш	1	Ц	1		L	Ц	ļ	Ш	Ш	1			1		l	Ш	ļ	Ц	Ш				L	4	Ĺ	Ш	ļ	Ш	Ц	
						П	l									ì								i																				i			
														T																																	
		П	T	Ħ	Ť	П	Ť		Ť		П	Ī		Ť		Ť		Ť	Ħ	T	Ī		Ī	İ	I		Ť			Ť		Ī	П	İ	Ħ	T	T			T	T	İ		Ť	Ħ	T	
÷	21	H	+	H	t	H	t	H	+	H	H	t	H	+		t	H	t	H	+	+	H	H	t	H		+			_	_	t	H	t	H	H	+			٥	7	t	H	t	H	+	

第36号様式

____ (平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第23号様式繰下、平23規則27・旧第31号様式繰下)

第36号様式

再生利用業指定申請書

- 生利用業恒定申請者

船橋市長 あて

住 所申請者 氏 名

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号の規定による指定を受け 第10条の3第2号

たいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
ず未り転四	取り扱う産業廃棄物の種類	
事 務 所 及	び事業場の所在地	
再 生 禾	川 用 の 目 的	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能力	
丹生利用の方伝	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
	排出事業者の氏名又は名称及 び所在地	
取引関係	再生活用業者の氏名又は名称 及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称 及び所在地	
再生活用により得られる有用 物の利用方法		
事 業 開	始 予 定 年 月 日	

第37号様式

(平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第24号様式繰下・一部改正、平23規則27・旧第32号様式繰下・一部改正)

第37号様式

再生利用業変更認定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所 申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第41条第1項の規定により、次のとおり申請 します。

指	定	年	月		日	
指	定		番		号	
変	更	Ø	理		由	
再生軸	前送及び利	写生活用	変	更	前	
の別			変	更	後	
取り扱う産業廃棄物の		変	更	前		
種類	種類		変	更	後	
再生利用の方法		変	更	前		
))) (E	変	更	後	
取	引 [图 係	変	更	前	
HX	31 B	ы тж	変	更	後	
変	更予	定	年	月	日	

第38号様式

(平20規則75・旧第25号様式繰下・一部改正、平23規則27・旧第33号様式繰下、平30規則13・一部改正)

第38号様式

再生利用業指定証

第 号 年 月 日

印

船橋市長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第43条の規定により、次のとおり再生利用 業の指定を受けた者であることを証する。

事業の範囲	再生輸送及び 再生活用の別
	取り扱う産業 廃棄物の種類
再生利用の方法	
取 引 関 係	
指定の期限	
指定の条件	

第39号様式

Arts o. o.		400 12
第39	77	セおエル

再生利用業変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第44条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月	日		
指 定 番	号		
変 更 年 月	日		
変 更 事	項	変更後	変 更 前
住	所		
氏名又は名	称		
事務所及び事業場の 在地	所		
再生利用の目	的		
再生利用の方	法		
取 引 関	係		

第40号様式

(平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第27号様式繰下・一部改正、平23規則27・旧第35号様式繰下・一部改正)

第40号様式

再生利用業廃止届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所 届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第45条の規定により、再生利用業の 一部 を廃止したので、次のとおり届け出ます。

· 号	平月日及び指定番号	指定の年	
I B	は一部の廃止年月日	全部又は	
の別	再生輸送及び再生活用の別	廃止した事	
種類	取り扱う産業廃棄物の種類	業の範囲	
由	: の 理 由	廃止	

第41号様式

第41号様式

理施設設置届出書	年	月	日		
k 名 法人にあっては、名 試話番号					
	V DADA III	3000	CIMI C		
種類		処理量			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 添付書類 (1) 産業廃棄物処理施設の許可証の写し (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、他人の一般廃棄物の処分を業として行うことができる者であることを証する書類 (3) 一般廃棄物の処理工程図(最終処分場に係るものを除く。)及び施設配置図 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 この届出書は、一般廃棄物の処理を開始する30日前までに提出すること。ただし、非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物を処理するときは、その処理を開					
	た 名 名 法人にあっては、名 は話番号 の2の5の規定により でいて届け出ます。 種類 種類 を証するものを除く	注 所 長 名 法人にあっては、名称及び代表 試話番号 の2の5の規定により、関係書 ついて届け出ます。 種類 種類 場に係るものを除く。)及び施	注 所 長 名 法人にあっては、名称及び代表者の氏 試話番号 の2の5の規定により、関係書類及び ついて届け出ます。 種類 処理量 会にあっては、他人の一般廃棄物の処 とを証する書類 場に係るものを除く。)及び施設配置		

<u>第42号様式</u> (平16規則40・追加、平20規則75・旧第29号様式繰下、平23規則27・旧第37号様式繰下・一部改正、令2規則102・一部改正)

第42号禄式				
特例一般廃棄物処理加	施設設置届出受理書			
		第		号
		年	月	B
100				
様				
	船橋市長			印
年 月 日付けで廃棄物の処理	及び清掃に関する法律第	第15条	の2の5	の規定
による一般廃棄物処理施設の設置の届出を受	理しました。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所				
産業廃棄物処理施設の種類				
産業廃棄物処理施設において処理する一般 廃棄物の種類				
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及 び許可番号				
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物 処理施設に係る法第15条第1項の許可に付さ れた条件				
省令第12条の7の16第2項の場合にあって は、非常災害により一般廃棄物が生じた時 期及び地域				

<u>第43号様式</u> (平16規則40・追加、平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第30号様式繰下、平23規則27・旧第38号様式繰下・一部改正)

第43号様式 特例一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書 年 月 日 船橋市長 あて 住 所 届出者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により届出をした一般廃棄物 を処理する施設の 変更 について、関係書類を添えて届け出ます。 産業廃棄物処理施設の設置の場所 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及 び許可番号 変更後 変更前 産業廃棄物処理施設の種類 変更後 変更前 産業廃棄物処理施設において処理する産業 廃棄物の種類 変 更 の 年 月 日 廃 止 の 廃 止 の 年 理 由 日 ※事務処理欄

- ※欄は記入しないこと。
- 2 特例一般廃棄物処理施設設置届出書による届出に対して交付された受理書を添付す
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、 別紙を添付すること。
- 4 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。

第43号様式の2

(令元規則37・追加)

第43号様式の2

産業廃棄物処理施設維持管理報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第48条の2の規定により、産業廃棄物

処理施設の維持管理の状況を次のとおり報告します。

1	事業者名	許可番号 ()
	所在地	
2	廃棄物処理施設の所在地	
3	報告に係る期間	
4	廃棄物処理施設の種類	
5	処理状況	
6	放流水水質分析結果	
7	廃棄物分析結果	

第44号様式

(平16規則40・旧第28号様式繰下、平20規則75・旧第31号様式繰下、平23規則27・旧第39号様式繰下)

		廃棄物最終処分	場理立終了届出台帳				整理者	E-12.	
住 所 及 氏 名 (法人にあっては名称、及び代表者の氏名) 常話番号	管理予定者	住 所 氏 名 (法人にあっては名 電話番号	称、及び代表者の氏名)	許可の 許可番 最終知 設 量	分場の		TICATE H	ro	
里立地の面積里立ての深さ		HL1018 77	埋め立てた廃棄物の種 類及び量	稚	量	類			
里 立 処 分 の 方 法 里立処分開始年月日 里立処分終了年月日 雇止確認年月日			埋立てた廃棄物の性状 に関し、特に注意すべ き事項						

第45号様式

(平16規則40・旧第29号様式繰下、平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第32号様式繰下・一部改正、平23規則27・旧第40号様式繰下・一部改正)

年 月 日

第45号様式

廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書

船橋市長 あて

住 所

請求者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第49条第2項の規定により、次のとおり請求 します。

閲覧する台帳	最終処分場の設置者 最終処分場の設置場所	
閲覧の理由及び目的		

第46号様式

(平16規則40・旧第30号様式繰下、平20規則21・一部改正、平20規則75・旧第33号様式繰下・一部改正、平23規則27・旧第41号様式繰下・一部改正)

第46号様式

許可証等再交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所 申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第50条第1項の規定により、次のとおり申請 します。

再交付申請する許可証等の種類	
許可又は指定年月日及び許可番号又は指定番号	
再 交 付 申 請 の 理 由	

